

議案第90号

加西市犯罪被害者等支援条例の制定について

加西市犯罪被害者等支援条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年12月3日提出

加西市長 西村 和 平

## 加西市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える連帯共助の精神に満ちた地域社会の形成を図り、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族で、当該被害を受けた際に市内に住所を有する者をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接的な被害を受けるもののほか、うわさ、中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等により間接的に生じる被害をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等の心情及び置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限の配慮が行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するもの

とする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するように努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための相談窓口を設置するものとする。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等を支援するため、家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行うものとする。

(居住の支援)

第10条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮を行うものとする。

(就業の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者

等の就業の支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第 12 条 市は、市民及び事業者の理解を深めるために、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(審議資料)

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪等の被害者、その家族又は遺族が地域社会の中で再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、市、市民、事業者の責務を明確にするとともに、支援に係る基本的な事項を定めることによって、犯罪被害者等を総合的に支援する地域社会の形成を図るため、本条例を制定しようとするもの。

**【概要】**

- ・相談窓口の設置
  - ・支援金の支給
  - ・日常生活、居住、就業の支援
- (後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成30年12月定例会

議案等の件名	議案第90号	政策等の区分	計画・事業・ <b>条例</b>
	加西市犯罪被害者等支援条例の制定について		その他( )

①【政策等を必要とする理由】

犯罪被害者等の支援に関し、その基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的な事項を定めることによって、犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減に向けた取り組みを推進し、犯罪被害者等の権利利益を保護するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることによって、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現する。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

平成30年4月1日現在、県内23市町で条例制定済であり、同様の支援金の支給を規定している。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策20	防犯・防災のまちづくり

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
500				500

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

遺族支援金 300,000円 重症病支援金 100,000円  
 ヘルパー派遣 1時間当たり@3,000円×50時間=150,000円  
 一時預かり保育助成 1か月あたり@20,000円×12か月=240,000円

⑧【市民参加の状況】

**有**・無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

平成30年10月31日～11月20日 パブリックコメントを実施  
 意見なし

⑨【政策の効果予測】

犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的な事項を定めることによって、犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減に向けた取り組みを推進し、犯罪被害者等の権利利益を保護するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることによって、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現する。

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	危機管理課	有・ <b>無</b>